

## 湖南省防炎士連絡会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南省防炎士連絡会（以下「本会」という。）が著作権を有するロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別記に掲げる図柄（モノクロを含む）をいう。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用申請書（様式第1号）を本会会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、本会が事業において使用する場合は、この限りではない。

(使用承認基準)

第4条 会長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的として使用する時。
- (2) 本会又はロゴマークの尊厳と品位を損なうおそれがある時。
- (3) その他承認することが不相当と会長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 会長は、第3条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の使用承認をする場合、必要により次に掲げる条件を付することができる。

- (1) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもってこれに代えることができる。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(承認の取消し等)

第6条 会長は、前条により承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けた場合
- (2) 前条第2項各号に掲げる条件に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた場合

2 前項の規定により生じた損害は、当該承認を取り消されたものの負担とし、本会はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

別記

湖南省防災士連絡会ロゴマーク



(ア) ロゴマークの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大・縮小する態様での使用に限るものとする。

(イ) 拡大縮小する場合縦横の比率を変更してはならない。

(ウ) 規定以外のカラー(\*)を使用してはならない。

(\*)[RGB]：緑色部分 R：41 G：182 B：114/赤色部分 R：238 G：29 B：35

(エ) 回転・変形等、または一部分を隠したり他のマーク等と結合したりする等、シンボルマークとしての統一性・独立性を損なう恐れのある加工または変更をしてはならない。

(オ) 文字のカラーについてはロゴマークとの調和を損ねない限りで変更できるものとする。

様式第1号(第3条関係)

湖南省防災士連絡会ロゴマーク使用申請書

年 月 日

湖南省防災士連絡会会長 宛

申請者 住所(所在地)  
氏名(名称及び代表者) 印  
電話

湖南省防災士連絡会のロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

記

1 使用の目的	
2 使用の方法又は場所	
3 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 添付書類 ※	別添のとおり
5 備考	

※ 添付書類 当該使用に係る物件の完成見本又はその写真

様式第2号(第5条関係)

湖南省章使用承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

湖南省防災士連絡会会長

印

年 月 日付で申請のあった湖南省防災士連絡会ロゴマークの使用承認について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

(1) 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 使用の条件

2 不承認

(1) 理由